

## 障害福祉サービス等の利用者負担に係るQ & A

平成19年5月24日

Q 施設入所している生活保護受給者について、その月の日数により補足給付額が実費算定額を下回り、利用者負担が発生するケースがあるが、どのように取り扱うか。

A 生活保護受給者については、出来る限り、光熱水費を日額計算としてもらうこととする。月額計算により発生する差額については、利用者に対して負担を求めないこととする。(認定収入額0円の者についても同様の取扱いとする。)

本年4月より補足給付の限度額を撤廃し、58,000円まで支給することとしたため、光熱水費を月額計算している場合は、月の日数により実費算定額と補足給付額に差額が生じていたところ。これについて光熱水費を日額計算することにより、利用者負担が発生することがないようにするもの。

なお、平成19年4月利用分については、すでに請求が終わっている所以の限りではない。

Q 月の途中で異なる市町村へ転出、転入したときは、負担上限月額の管理及び高額障害福祉サービス費の算定についてどのように取り扱えばよいか。

A 市町村間の住所の異動があり、支給決定を行う市町村が異なる場合は、それぞれで、負担上限月額の管理及び高額障害福祉サービス費の算定を行うこととし、同一月の市町村間の調整は行わない。(介護保険と同様の取扱いとなる。)

Q 児童が17歳から18歳になり、支給決定を受ける者が保護者から本人に変わる際、支給決定を受ける者の変更は誕生日をもって行うのか。

A 本来、支給決定を受ける者の変更は18歳の誕生日をもって行うべきであるが、利用者負担がそれぞれに対し発生し、利用者にとって不利になることも考えられるので、運用上、誕生日の属する月の翌月からの変更としても差し支えない。(ただし、誕生日が月の初日の場合は、当月より変更する。)

以上